

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

町内の農家および事業所を持つ出店者を募集しています！

◆しんぐうマルシェ店舗紹介 VOL.18

今回ご紹介する店舗は新宮町のみかん農家『阿部繁喜』さんです。

「新宮町の特産品である、みかんを先祖代々夫婦で作っており、みかんの品種も多く栽培しています。みかん以外にお野菜もあります。」

自慢の一品 『みかん・甘夏』

こだわりポイント 『定められた農薬使用を守り栽培しています』

日時 6月8日(土)・22日(土) 午前9時30分～午後2時

場所 そぴあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮 navi』または公式SNS『しんぐうよかところ探検隊』をご確認ください。

※町おもてなし協会の公式LINEで最新情報を発信していますので、ご登録おねがいします。



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

心当たりのないメールは無視しましょう！

事例

スマートフォンのSNS上に「1億円当選した」という通知が届いた。受け取るための手続きだと言われ、さまざまな名目の費用を請求され、これまでに200万円ほど支払ったが、いつまでたっても当選金が振り込まれない。お金を取り返したい。

アドバイス

- ①申し込んでいないのに、宝くじや懸賞が当たることはありません。大金が当選したというメールやSNSが来てもうのみにせず、すぐに削除し、相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- ②「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を要求されたら、詐欺です。絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。困ったときにはお金を支払う前に消費生活相談室にご相談ください。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188 (いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238 (直)